

「家畜排せつ物法の完全施行を踏まえて」



農林水産省生産局畜産部長
町田 勝弘

環境と調和した畜産業の発展を目指す家畜排せつ物法（「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」）が5年間の猶予期間を経て、平成16年11月1日から完全施行されました。これを機に、畜産環境保全の重要性について再認識していただくためにも、家畜排せつ物を適正に管理しつつ、資源として有効利用を図っていくことが畜産業の安定的発展のためには、不可欠であることをお話させていただきます。

家畜排せつ物の不適切な管理は、特に90年代以降、悪臭、水質汚濁などにとどまらず、硝酸性窒素や病原性微生物による汚染など、環境や人の健康に影響を及ぼすと言われ、緊急に解決が必要とされてきました。

このような背景から、家畜排せつ物法が制定され、畜産農家が守るべき必要最小限の施設整備水準（「管理基準」）が示され、一定規模以上の農家は、家畜排せつ物の野積み・素掘り等が規制されることとなりました。以後、家畜排せつ物は、コンクリートや防水シート等の不浸透性素材を用いて築造し、適度な覆い・側壁等を設けた施設によって管理されることが求められます。

これに違反している農家に対しては、都道府県知事によって、①指導・助言、②さらに必要な場合に勧告、③それでも改善措置がとられない場合に命令、④この命令に従わない場合に罰則、という段階的な改善措置が求められます。都道府県がこのような行政指導・行政処分をする場合には、地域の実情等に応じ、柔軟かつきめ細かな対応がなされることとされています。読者の皆様におかれましても、畜産農家に範を示す立場から、家畜排せつ物法の精神を尊重するよう、日頃から心がけていただき、かつ適正なご指導をいただきますようお願いいたします。

家畜排せつ物法に対応していくためには、計画的に施設整備を進めていくことが重要です。15年7月に、家畜排せつ物法の対象になる規模の畜産農家約6万6千戸を対象として、「総点検」と「施設整備計画（工程表）」の作成を行い、施設整備を進めてきました。その結果、15年度末には、その年度の施設整備計画の98%を達成し、12年度～16年度までの要施設整備戸数に対する施設整備の進捗率は約72%に至りました。本年度においても、鋭意整備が進められてきたところです。

今後、家畜排せつ物処理施設の整備が進んだ後は、生産されるたい肥を円滑に利用していく必要が生じてきます。せっかく家畜のふん尿が適正に管理されても、たい肥が野積みされていたのでは、家畜排せつ物法を守っているとは言えません。

家畜排せつ物は、たい肥化し農地に還元することが基本であり、そのためには、①畜産農家が品質の良いたい肥を生産すること、②耕種農家がたい肥を用いて高付加価値の農産物を生産すること、③行政や農協等の関係団体が一丸となってこれを支援することが重要です。

農林水産省としても、このような考えに基づき、協議会の開催やパンフレット等の作成、たい肥共励会の開催、コントラクターやたい肥センターのたい肥散布への助成、たい肥施用技術研修や畜産環境アドバイザー研修などについて支援し、耕畜連携を進めています。また、17年度以降も、「農林水産環境政策の基本方針」に基づいて、家畜排せつ物の需給を地域・全国レベルで把握し、その需給状況を踏まえた計画的な利活用を推進することとしています。

このように、畜産農家の方々は、安全・安心な畜産物を安定的に供給する本来の社会的役割に加え、ますます環境にやさしい「資源循環型畜産」を求められると考えられます。食料・農業・農村審議会の中間論点整理でも、農業者が取り組むべき「環境配慮規範」を策定し、国の各種事業の参加要件化することについても議論が進められています。将来的に畜産農家と地域社会が持続的に共栄共存していくためにも、家畜排せつ物法をスタート地点として、畜産環境の保全に一步一步努力していく必要があります。国としても、①現に起きている環境問題への適切な対応、②環境問題の発生未然防止・予防という観点から、関係機関の方々と連携して取り組んでまいりたいと思っております。